

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

高梁市の概要

高梁市は、岡山県の中西部に位置し、県下三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫流し、その両側に吉備高原が東西に広がっている。地勢は総じて西に高く東に低く、高梁川と成羽川、その支流に沿って帶状に曲折した低地部と高原部に至る傾斜部および高原部分からなっている。

吉備高原の西端に位置しており、多くの農地は400m前後の高原地帯に位置し、冷涼な気候を生かした果樹や野菜の栽培が盛んに行われている。特にニューピオ一ネ、夏秋トマトは県内屈指の産地となっている。

中国地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は14°C前後、年間降水量は1,200mm～1,500mm程度で、生活環境としても、また、産業活動のための環境としても、非常に恵まれた気候条件となっている。



過去の災害発生状況

①台風災害等（洪水、土砂災害）

高梁市は、昭和 47 年と平成 30 年に高梁川と成羽川の氾濫により記録的な被害を受けた。特に平成 30 年 7 月豪雨がもたらした被害は大きく、7 月 5 日の降り始めから 7 日までの 3 日間で高梁観測所では 338 mm の雨量を観測し、高梁川、成羽川の水位上昇により、松山広瀬・河内谷地区、玉川町玉、落合町阿部をはじめとする地域で浸水被害が発生した。また大規模な土砂災害も落合町近似、高倉町田井などで発生した。高梁市の被害は、災害関連による死者 2 人、行方不明者 1 人、重傷者 3 人及び 600 戸を超える住家被害など、大きな被害をもたらした。この豪雨災害には、災害救助法の適用及び激甚災害が指定された。

②地震災害

地震による災害は、平成12年(2000年)の鳥取県西部地震で当市北部に位置する新見市・真庭市は震度5強、当市においては震度4に襲われた。大きな被害はなかったものの、地震が比較的に少ない当地域においては、多くの住民がその揺れの大きさや長さに恐怖を感じた。

③新型コロナウイルス感染症

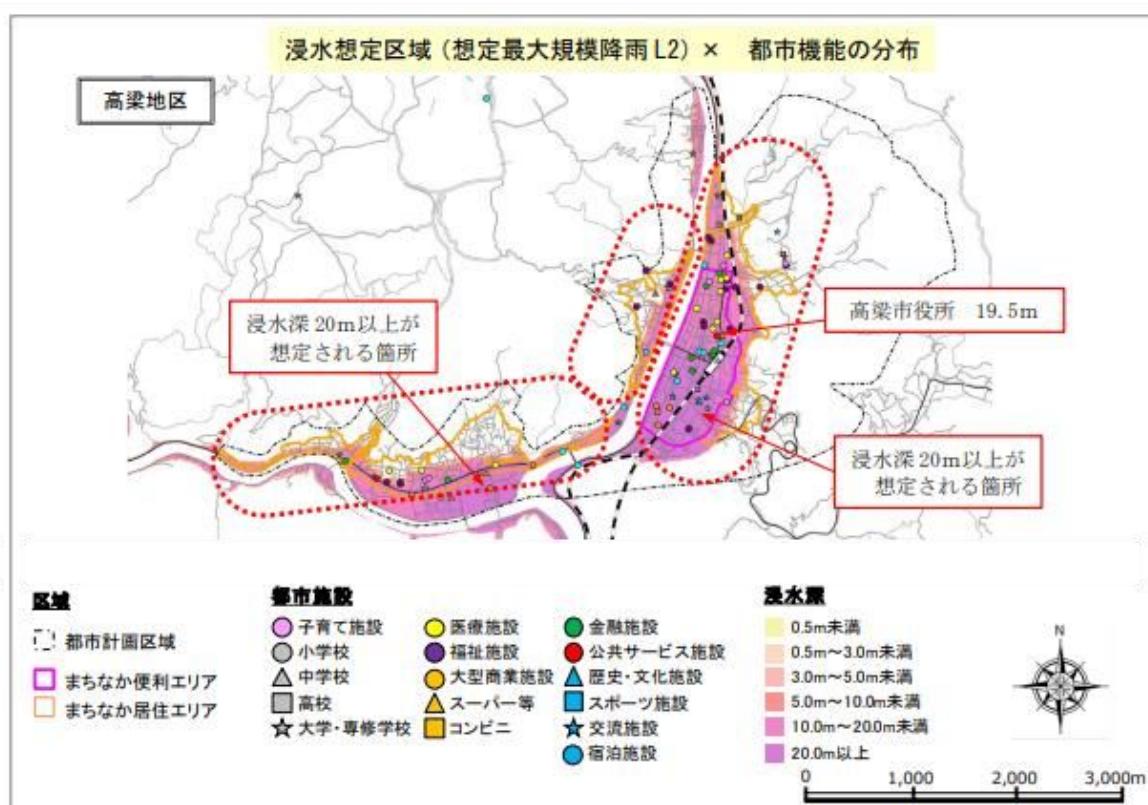
令和元年（2019年）12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、世界各地で患者発生報告が続いた。日本においても、令和2年2月中旬以降徐々に感染者が増加し、同年4月16日に全国都道府県において緊急事態宣言が発令された。5月25日には解除されたものの、以降、宣言発令と解除が繰り返され、岡山県にも令和3年5月に緊急事態宣言が発令された。当市においても、飲食業や旅行業等影響は大きく、経済に及ぼす損失は数億円と試算されている。

(1) 地域の災害等リスク

①台風災害（洪水、土砂災害）

地球温暖化が進んでおり海水の温度が上昇し、日本に近づく台風等は今まで以上に強い勢力になると思われる。昭和47年7月の梅雨前線の長期間停滞による被害、また、平成30年7月豪雨では、線状降水帯と呼ばれる雨を降らせる積乱雲が短時間に次々と発生し、組織化した積乱雲群が長時間に渡ってほぼ同じ地域を通過、または停滞することによって大雨と長雨が降り甚大な被害をもたらした。当市において、いつ、そしてまたこのような大雨や長雨に襲われてもおかしくない状況である。

計画規模降雨（L1）を超える1,000年に1回程度の大雨（想定最大規模降雨 L2）の際に想定される浸水範囲は、まちなか居住エリアの広範囲に及び、高梁市役所といった市の中核機能を担う施設の周辺においても10m以上の浸水深が想定される。また、市街地には20m以上の浸水深が想定される箇所もある。

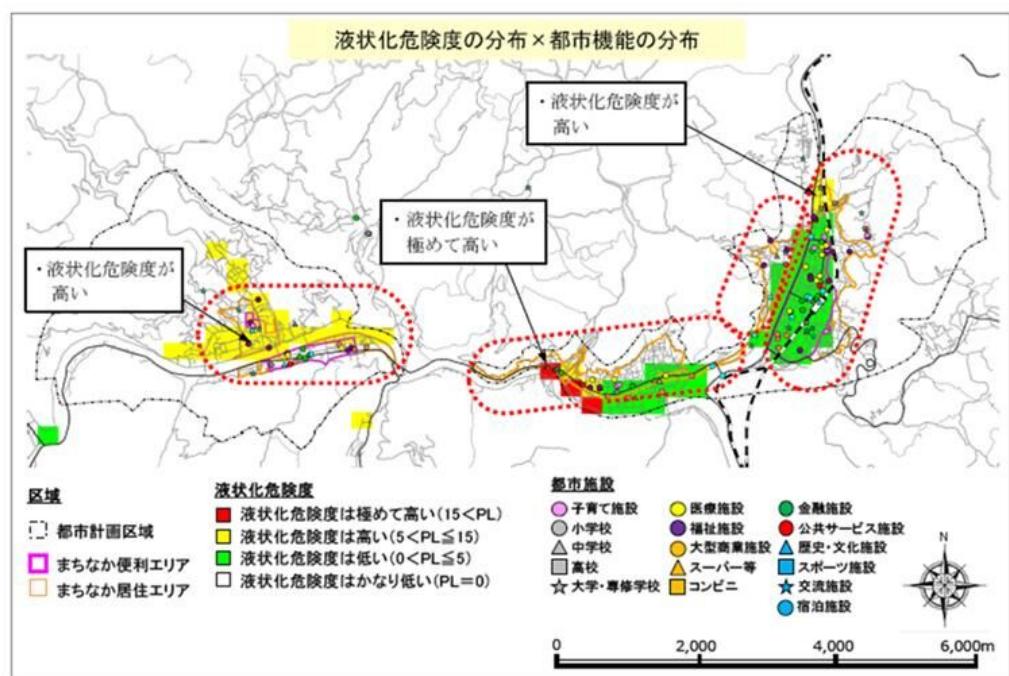
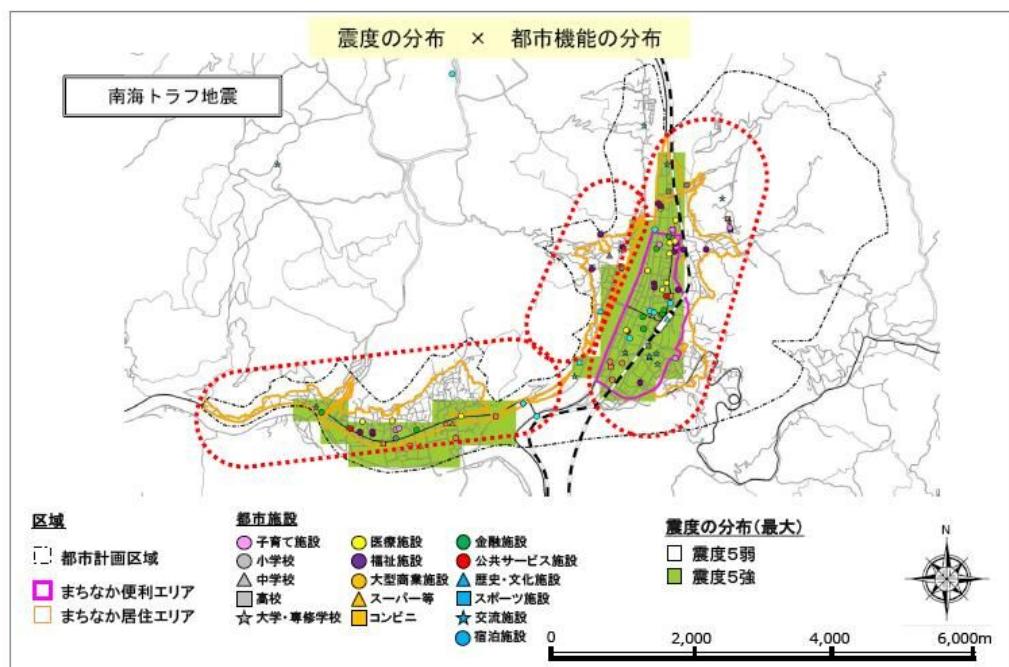


(資料：高梁市「防災指針 R4.3」)

②地震災害

発生した場合に本市への影響が最も大きくなる地震は、海洋プレート型の「南海トラフ地震」と考えられている（出典：「高梁市国土強靭化地域計画」）。まちなか居住エリアでは、最大で震度5弱～震度5強が想定されている。

また、地震の揺れから引き起こされる液状化により、建物・道路の沈下・浮き上がりや、地中の水道管等の損傷が発生することが想定される。液状化危険度は、高梁地区の大部分では「低い」と判定されているが、一部（小高下谷川以北付近、落合小学校以西付近）では「高い」と判定されていて、特に落合小学校以西付近の成羽川沿いでは「極めて高い」と判定されている。



資料：岡山県「液状化危険度分布図【岡山県想定】」

《高梁市の地震被害想定》

人的被害（最大となる冬・深夜の場合）

※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない

	建物倒壊	急傾斜地崩壊	地震火災	屋外・屋内落下物等	合計
死者数	0	0	0	0	1
負傷者数	2	0	0	6	8

建物被害

	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
全壊	0	1	0	1	2
半壊	11	51	0	-	62

資料：岡山県「地震・津波被害想定調査報告書」

③感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の流行（エピデミック）、また世界的な大流行（パンデミック）、さらに、他の災害により発生し得る感染症や、避難者の集団としての特性により発生し得る感染症は、大きな健康被害と社会・経済活動に甚大な影響をもたらすことが想定され、爆発的な流行になると自粛要請等により経済活動が停止することから、廃業や倒産、失業などのリスクが生じてくる。

④猛暑日

高梁市は四方を山で囲まれた盆地であることから、気温が35℃以上となる猛暑日だけでなく、40℃以上という記録的な高温も出現しており、熱中症リスクが非常に高まっている。夏期だけでなく、梅雨明け直後から夏前半は特に注意が必要で、職場における熱中症の発症は、従業員の体調を崩すだけではなく、大きな労災事故を引き起こす原因にもなりかねないことが予想される。

（2）域内の商工業者の状況

- ・域内の商工業者数等 838者（令和3年経済センサス）
- ・域内の小規模事業者数 661者（令和3年経済センサス）
- ・会員事業者数 568者（令和7年4月1日現在）

【会員の内訳】

【令和7年4月1日時点】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業・その他	187	147	大手製造業は、成羽川周辺に立地し、洪水時の浸水想定地域である。
	商業（卸売・小売）	115	101	ほとんどは市内中心部に立地しており、高梁川・成羽川洪水時の浸水想定地域である。
	サービス業	266	206	ほとんどは市内中心部に立地しており、高梁川・成羽川洪水時の浸水想定地域である。

（3）これまでの取組

①高梁市の取組

- ・防災意識の向上
地域や団体への「防災出前学習」を実施し、個人の避難行動を確認できる「マイ・タイムライン」作成講習会を地域や学校で実施。
- ・地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・情報伝達
河川監視カメラを15カ所に設置し、ケーブルテレビ・市HP「川の水位情報」などで目視できるようにした。また、防災ラジオ・緊急告知システム・メール配信サービスなどにより防災情報について速やかに住民に周知を行っている。
Yahoo!と協定し、気象情報や避難所情報を詳細に発信。
- ・災害協定の締結
県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応するとしている。また、専門的な知識、施設、設備を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応できる体制を構築している。
- ・「自助」「共助」「公助」がお互いに連携し、災害に強いまちづくりを進めるため、「高梁市地域防災力向上委員会」を設置
- ・自主防災組織の支援（組織の設立、研修会、訓練の実施、防災用資機材の整備などに対する支援）

- ・高梁市備蓄計画の策定
- ・高梁市国土強靭化地域計画の策定
- ・高梁市避難所運営マニュアルの作成
- ・高梁市感染症対策避難所マニュアルの作成
- ・高梁市受援・応援計画の策定

②当所の取組

- ・事業者 BCP（事業者連携 BCP、地域連携 BCP、事業継続力強化計画を含む。）に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP（事業者連携 BCP、地域連携 BCP、事業継続力強化計画を含む。）策定セミナー及び個別相談会を開催
- ・全国商工会議所ビジネス総合保険制度の周知
- ・岡山県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・高梁市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・豪雨災害の影響を受けた事業所に対しての事業継続のための融資や補助金の相談及び申請サポート
- ・コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対しての事業継続のための融資や補助金の相談、各種支援金等の申請サポート
- ・3密を避けた新生活様式の指導
- ・岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（BCP 補助金）の周知
- ・岡山県版かんたん BCP シートの周知及び作成支援

2 本計画の策及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 協力体制の重要性や、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ② 平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や人員数が十分にいない。
- ③ 保険、共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。
- ④ 感染症の流行以後、消費者の生活様式の変化により、元通りには戻らぬ経済活動や、人手不足による事業の縮小、また廃業する事業者が増加する恐れがある。

【対策】

- ① 高梁市産業振興課と連絡体制を密にし情報交換を図るとともに、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする
- ② 当所職員向けに研修や勉強会等を開催し、専門知識の習得や最新情報の収集に努める。
- ③ 保険・共済に対する専門的な助言を行う当所経営指導員等の不足については、損害保険及び生命保険会社と連携し、セミナー開催や勉強会を行う。
- ④ 巡回相談・窓口相談を通じて事業者の経営課題に対して伴走支援をおこなうとともに、必要であれば専門家派遣を行う。また事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者の親族内承継及び第三者承継が円滑に行えるよう支援する。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内の小規模事業者に対して、事業継続リスクに対応するため事業継続力強化計画を含む事業者 BCP の策定を推進する。
- ・地区内の小規模事業者が事業継続力強化計画の認定を受けられるよう、作成等の支援を行う。また場合によっては専門家も活用しながら支援にあたる。

- ・火災、落雷、爆発、食中毒、風災、水災、雪災等の事業休業リスクに対応したビジネス総合保険制度の周知広報、加入勧奨に努める。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする

- ① 年 15 者に対して、ハザードマップや過去の災害実例等を活用し、地震・風水害等の自然災害リスクおよび事業への影響について周知をおこなうとともに、災害発生時に想定される被害や事業中断リスクを可視化し、事前対策の必要性について理解促進を図る。
- ② 年 3 者に対して、事業継続力強化計画の策定を行う
- ③ 年 1 者に対して、事業継続計画（BCP）の策定を行う
- ④ 年 9 者に対して、保険の役割や補償内容を分かりやすく説明し、災害・事故発生時の資金面における備えの重要性について理解促進を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岡山県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

高梁商工会議所では、多発する自然災害や事故・感染症など、日々の様々な経営リスクから事業者を守るため、事業継続力の強化に資する取り組みを支援する。支援にあたっては、当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・日常的な経営相談、巡回指導、各種補助金申請支援等の機会を通じて、市内小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況の把握に努める。
- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回及び窓口経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、感染症対策、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所の広報誌や市広報、HP、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP（事業者連携 BCP、地域連携 BCP、事業継続強化計画を含む。）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（事業者連携 BCP、地域連携 BCP、事業継続強化計画を含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・事前に固定資産や所有物の写真を撮るように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・感染症に関して、業種別のガイドライン等に基づきに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援実施する。
- ・3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）の徹底について周知を図る。
- ・テレワーク等働き方の新しいスタイルの指導を行う。

(3) フォローアップ

- ・計画策定後は、経営相談や補助金申請支援等の機会を活用し、計画内容の確認や見直しを促す。
- ・事業環境や従業員体制の変化、設備更新等に応じて、計画が実態に即したものとなるよう助言を行うほか、防災訓練や備蓄状況の確認など、実践面でのフォローアップを行う。
- ・無理のない頻度で継続的な関与を行い、計画の形骸化を防ぐ。
- ・事業者 BCP の策定後、年数が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練や計画の見直し等についての促進を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・支援を通じて得られた好事例や課題については、当所内部で共有するとともに、個別相談時に他の事業者へ横展開する。
- ・「同業者の取組事例」や「身近な災害事例」を紹介することで、事業継続力強化を自分事として捉えてもらい、市内全体の底上げを図る。
- ・HP や広報誌を活用し、域内の事業者との事業継続力強化に関する好事例を PR する。

(5) 関係団体等との連携

- ・(一社)岡山県商工会議所連合会が連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした BCP 策定セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

(6) 商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和 3 年 9 月 1 日に事業継続計画を策定（別添のとおり）。

(7) 計画の定着

- ・大規模災害が発生した場合に、当所及び当市の各部署ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も当該計画に習熟しておくとともに、対応できるよう取扱いに関するマニュアルを作成するなどの準備を行う。
- ・当所と当市で被害状況を共有するため、報告様式（県様式 1）を定める。
- ・事業継続力強化計画を「特別な計画」とせず、日常の経営管理の一部として活用できるよう意識改革を図る。
- ・経営計画策定や資金調達、設備投資等の相談とあわせて事業継続の視点を取り入れ、継続的な意識付けを行うことで、計画の定着を図る。

(8) 計画の継続的改善とフォローアップ

- ・事業継続力強化支援計画は、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価とともに、訓練等を通じて明らかになった問題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう、継続的に改善を行う。また、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合には必要に応じて見直しを行う。
- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
事業継続力強化 計画策定目標数	3	3	3	3	3
フォローアップ回数	2	4	6	8	10

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

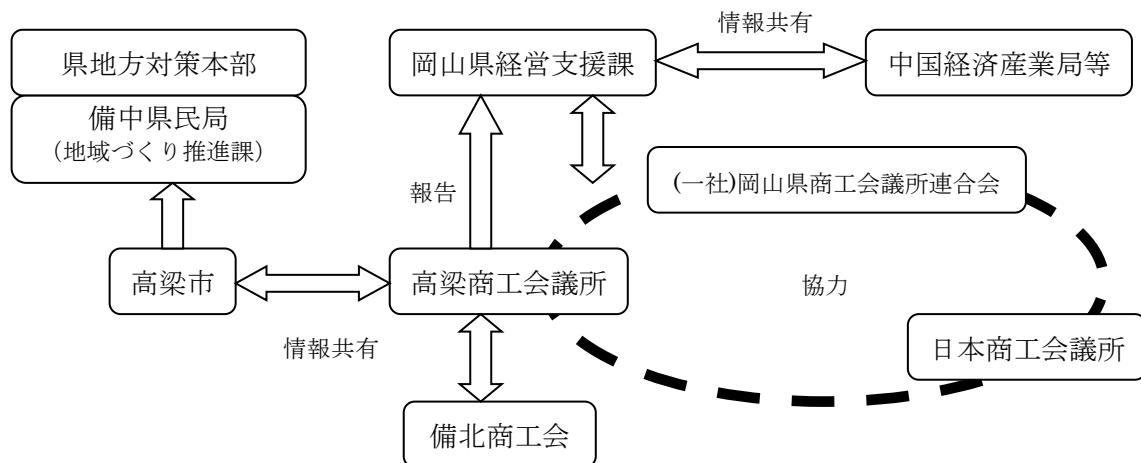
(1) 高梁商工会議所と高梁市

- ・事前に取り決めた方策及び役割分担に基づき、被害情報を収集する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・感染症の流行時は、当市を始め、国、県と対策の方針等について情報の共有化を図る。

(2) 県との連絡体制

- ・当所と当市が共有した情報を、当所は県経営支援課へ、当市は県民局（地方災害対策本部）へ報告する。
- ・被害状況の報告は、様式I「商工関係被害等集計表」により、電子メール又はFAXで報告するものとする。併せて、県指定の携帯電話へ連絡するものとする。
- ・当所と当市は被害状況を確認し、共有した情報を発災後速やかに県へ報告する。被害状況により追加報告を行う。

【連絡及び協力体制】



※その他

- ・本計画は、当所及び当市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災、減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岡山県へ報告する。

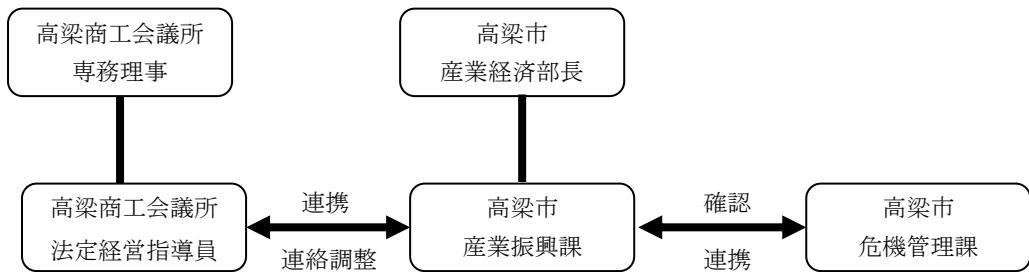
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



① 商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

経営指導員と補助員および広域サポートによる巡回指導を行い、周知及び策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。あわせて保険の重要性の周知も行い、加入促進もおこなう。

② 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

・経営指導員と補助員および広域サポートの体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。

③ 経営指導員等の資質向上に係る体制

・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンス、感染症対策など適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 赤木 俊平（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 赤木 俊平は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

- ・高梁商工会議所 中小企業相談所
〒716-0033 岡山県高梁市南町 16-2
TEL : 0866-22-2091
FAX : 0866-22-2099
E-mail : tacci@kibi.ne.jp

②関係市町村

- ・高梁市役所 産業振興課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地
TEL : 0866-21-0229
FAX : 0866-22-9460
E-mail : sangyo@city.takahashi.lg.jp
- ・高梁市役所 危機管理課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地
TEL : 0866-21-0246
FAX : 0866-23-1555
E-mail : kikikanri@city.takahashi.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岡山県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

必要な資金の額	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・専門家派遣費	70	70	70	70	70
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、高梁市補助金、岡山県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等